



《 扶養の要件 》

- ●配偶者及び3親等以内の親族(配偶者・子・直系父母以外の親族と、配偶者以外の内縁は同居が必要)
- ●年間収入額「130万円未満」(公的年金含む) 月額:108,334円未満 日額:3,612未満
 - ※60歳以上、障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者は「180万円未満」
 - ※同居の場合、被扶養者の収入が被保険者の収入の2分の1未満である必要があります

《 収入・仕送りについて 》

- ◆被扶養者の収入が103万円以上 → 収入が分かる書類の添付が必要 (扶養に入る日から1年間)
- ◆別居の家族で仕送りをしている場合、「仕送り額>被扶養者の収入」でなければならない

扶養する人は?

A. 配偶者	-	必要事項·書類	
収入あり	同居	・月の収入額	
	別居	・月の収入額	
	刀小白	・仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類→★	+
収入なし	同居	不要	
	別居	・仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類→★	

・該当する日

・氏名

・フリガナ

·生年月日

・住所

・マイナンバー

※マイナンバー提出不可のとき…被保険者が世帯主なら住民票、そうでないなら戸籍が必要です

B. 子	-	必要事項·書類	
16歳未満又は	同居	不要	
16歳以上学生	別居	・仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類(省略可)	
上記以外	同居	・年間収入額(課税証明は省略可)	1
	別居	・年間収入額 ・仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類→★	

・該当する日

·氏名·性別

・フリガナ

·生年月日

・住所

・マイナンバー

C. 父母		必要事項·書類
収入あり	同居	・月の収入額(課税証明は省略可)
	別居	・月の収入額
	カリム	・仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類→★
収入なし	同居	不要
	別居	・仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類→★



・該当する日

·氏名

・フリガナ

·生年月日

・住所

・マイナンバー

- ★ 振込の場合…預金通帳の写し、送金の場合…現金書留の控え(写し)
- 扶養に該当する日から申請まで60日以上経過していたら、住民票(世帯全員・続柄有)が必要です